

平成 19 年 7 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社 アドバンテッジ リスク マネジメント
代表者名 代表取締役社長 鳥越 慎二
(コード 8769 大証ヘラクレスG)
問合せ先 企画・管理担当取締役 菅野 潤
(TEL. 03-5794-3800)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 6 月 27 日に開催されました第 9 回定時株主総会において、下記の通り定款の一部変更について決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社株式が平成 18 年 12 月 13 日をもって大阪証券取引所へ上場されたことに伴い、証券保管振替機構の株券保管振替制度において取扱われておりますので、現行定款第 9 条、第 10 条において所要の変更を行うとともに、機動的な資本政策遂行を可能とするため第 8 条を新設するものであります。

また、法令で定める監査役の員数が欠けた場合において、補欠監査役の選任を毎年行う不便さを避けるため、補欠監査役の選任の効力を 4 年とするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

3. 日程

定時株主総会開催日 平成 19 年 6 月 27 日

定款の変更の効力発生日 平成 19 年 6 月 27 日

以 上

【別紙】

(下線部分は変更箇所を示しております。)

変 更 前	変 更 後
<p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 「条文省略」</p> <p>(株券の発行) 第7条 「条文省略」</p> <p>(新設)</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第8条 「条文省略」</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p>	<p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 (現行どおり)</p> <p>(株券の発行) 第7条 (現行どおり)</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u> 第8条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第9条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第10条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p>
<p>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 ③ 当社の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(第11条～第30条) 「条文省略」</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(第31条～第34条) 「条文省略」</p> <p>(新設)</p> <p>(第35条～第47条) 「条文省略」</p>	<p>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人) 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 ③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(第12条～第31条) 「条数繰り下げ」</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(第32条～第35条) 「条数繰り下げ」</p> <p><u>(補欠監査役の選任に係る決議の効力)</u> 第36条 <u>補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>(第37条～第49条) 「条数繰り下げ」</p>